

厚生労働省  
群馬労働局発表  
令和5年8月9日

【照会先】  
群馬労働局労働基準部賃金室  
室長 木村 昌訓  
賃金指導官 青木 加寿美  
(電話) 027-896-4737

## 令和5年度群馬県最低賃金(地域別最低賃金)の改正答申について

### — 群馬地方最低賃金審議会の答申 —

群馬地方最低賃金審議会(会長:谷口 聡 高崎経済大学教授)は、本日8月9日に結論を取りまとめ、群馬労働局長に対し、群馬県最低賃金を「**時間額935円**」とする旨の答申を行いました。

この「**時間額935円**」は、現行の群馬県最低賃金(895円)を「40円」引き上げるものであり、過去最大の引上げ幅となります。

群馬労働局では、この答申を受け、異議申出の公示など諸手続きを経て、改正決定を行う予定です。

(参 考)

- 1 答申のあった時間額 935円
- 2 現行の時間額 895円
- 3 対前年引上額 40円
- 4 対前年引上率 4.47%

群馬県最低賃金（地域別最低賃金）額の推移（過去5年間）

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
最低賃金額	809円	835円	837円	865円	895円
対前年引上額	26円	26円	2円	28円	30円
対前年引上率	3.32%	3.21%	0.24%	3.35%	3.47%